

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 145 号（諮問第 184 号）

件名：開示請求者に関わる行政文書の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

平成 30 年 7 月 31 日

2 原処分

平成 30 年 8 月 14 日（不開示（不存在）決定）

愛知県知事は、「東三河福祉相談センターに対する平成 30 年 4 月 14 日から同年 7 月 31 日までの開示請求者に関わる行政文書」の自己情報開示請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 21 第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

平成 30 年 11 月 12 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 6 月 17 日

5 審議会の結論

愛知県知事が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、東三河福祉相談センターにおいて保有している平成 30 年 4 月 14 日から同年 7 月 31 日までの開示請求者に関わる行政文書であると解される。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

審査請求人は、審査請求人が東三河福祉相談センターに送付した平成30年5月9日付け内容証明郵便（不法行為に基づく損害賠償請求）と同年6月24日付け内容証明郵便（公務員職権濫用にに基づく損害賠償請求）を、東三河福祉相談センターが本件請求対象保有個人情報として保有していると主張している。

実施機関によれば、本件審査請求に際して調査したところ、平成30年5月9日付け内容証明郵便は同月16日に、同年6月24日付け内容証明郵便は同月26日に、それぞれ東三河福祉相談センターに到達していたが、この2件の内容証明郵便（以下「本件文書」という。）については、職員が開封し、点検した結果、組織的に用いるものとして管理する行政文書には当たらないと判断して、A職員が個人的に保管していることを確認したとのことである。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、文書の点検に当たっては、文書の宛名のほか文書の内容も確認して、行政文書とそれ以外の個人的な文書とを選り分けているとした上で、本件文書はいずれも宛名がA職員本人であることに加え、その内容がA職員個人に対する損害賠償請求であることから、A職員の個人的な文書と判断したとのことである。

当審議会において審査請求書に甲第1号証及び甲第3号証として添付されていた本件文書の写しを確認したところ、文書の宛名には、A職員個人の氏名、A職員の所属の住所地及び所属名が記載されており、文書の内容は、A職員の職務上の行為につき、A職員個人に対して損害賠償請求するというものであった。

よって、実施機関が、本件文書について宛名と内容を確認した上で、A職員の個人的な文書であって行政文書に当たらないと判断したとしても不自然、不合理とはいえない。

以上のことからすれば、本件請求対象保有個人情報を管理していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については、前記(3)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。